

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した広告物は次のとおりである。

大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)第17条の2の規定に基づき、保管物件一覧簿は、大分市都市計画部まちなみ企画課に備えおいて、関係者の求めに応じ閲覧に供する。

令和 7 年 12 月 5 日

大分市長 足立 信也



除却日	放置されていた場所 (路線名等)	広告物の名称 (種類)	数量	保管開始年月日	保管場所
令和7年11月13日	南太平寺	はり札	14	令和7年11月13日	大分市府内町1丁目1-1 トヨタカラー大分祝祭の広場 倉庫
令和7年11月13日	南太平寺	はり札	4	令和7年11月13日	大分市府内町1丁目1-1 トヨタカラー大分祝祭の広場 倉庫